

税の申告

所得税、市・県民税の申告は **2月13日(日)～3月16日(日)**

市では、日程表のとおり申告相談を行います。
 なお、円滑な申告相談が行えるよう、事前に帳簿や領収書などの集計を済ませてからご来場ください。

◎市税などの地方税に関する問い合わせ

☎ 税務課(千代田庁舎)

◎所得税や消費税などの国税に関する問い合わせ

☎ 土浦税務署
 ☎ 029-822-1100

◆国税庁ホームページ ◆e-Tax(電子申告)ホームページ



<https://www.nta.go.jp> <https://www.e-tax.nta.go.jp>

土浦税務署からの重要なお知らせ

ID・パスワードを取得しましょう!

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成し、IDとパスワードを入力するだけで、e-Taxで申告ができます。

ID・パスワードを使えば、マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでなくても、ご自宅などからパソコンやスマートフォンで簡単にe-Taxで申告をすることができますので大変便利です。(※1)

なお、ID・パスワードはお近くの税務署において5分程度で発行を受けられますので、取得されていない方は、ぜひ、お早めに取得してください。(※2)

※1 マイナンバーカードとICカードリーダーライターをお持ちの方は、「マイナンバーカード方式」によるe-Taxをご利用いただけます。

※2 ID・パスワード取得の際は、運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。また、すでにID・パスワードを取得されている方は、お手元の「ID・パスワード方式の届出完了通知」でご確認ください。なお、ID・パスワード方式は暫定的な対応となっておりますので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、混雑する申告会場に出向かなくても、ご自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書が作成できます。また、ご不明な点は電話でお問い合わせいただけます。

なお、申告書は、前述したe-Taxによる送信もしくは印刷して郵送のいずれかの方法で提出できます。
 ※医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容を入力して送信することで、提出を省略することができますが、法定申告期限から5年間は、税務署から書類の提出または提示を求められることがあるので必ず保管してください。

いつでもどこでもスマホで申告!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンで申告書が作成できます。

2カ所以上の給与所得がある方、年末調整が済んでいない方、年金収入や副業などの雑所得がある方は、入力が簡単な「スマホ専用画面」を1月から用意しておりますので、ID・パスワードを利用してe-Taxで申告することができます。

消費税の確定申告をされる方へ

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売上げや仕入れなどを税率(軽減税率8%・標準税率10%)ごとに区分して記帳するなどの経理(区分経理)を行った帳簿が必要となります。

また、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

申告が必要な方

令和2年1月1日現在、かすみがうら市にお住まいで、次のいずれかに該当する方は、原則として申告が必要です。

●個人事業主など

- ・営業や農業、その他事業を営む方
- ・農業所得は、自作、代作、出荷の有無にかかわらず、耕作したものが対象となります。

- ・不動産、利子、配当金、譲渡、一時所得や原稿料、講演料などの収入がある方

●給与所得者

- ・給与以外に、農業や不動産などの所得がある方
- ・勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されない方
- ・令和元年中の就職や退職により、勤務先で年末調整をしていない方
- ・2カ所以上から給与の支払を受けている方
- ・給与の収入金額が2千万円を超える方

●収入がない方、非課税所得のみの受給者

- ・遺族年金、遺族恩給、障害者年金、失業保険は非課税所得となります。
- ※税法上ご自身の扶養にもなっていない場合、申告をしないと保険料などの軽減措置を受けることができませんので、ご注意ください。

●医療費や扶養などの控除を追加する方

申告相談に必要なもの

- ◎個人番号(マイナンバー)カード、通知カード、個人番号の記載された住民票などの個人番号の確認できる書類
- ◎はんこ(朱肉を使うもの)
- ◎本人名義の預金通帳など
- ◎収入のわかる証明
- ◎控除額のわかる証明
- ※昨年度、確定申告をされた方は、「確定申告のお知らせ」はがきが税務署から届くので、そちらを持参してください。

◆申告が不要な方
 ・所得税の確定申告書を税務署に提出した方
 ・収入が1カ所からの給与のみで、勤務先で年末調整が済み、給与支払報告書が市に提出される方
 ・収入が公的年金等のみで受給額合計が4百万円以下の方
 ・公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出は必要ありませんが、住民税の申告が必要になります。
 ※外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金を受給している場合、この制度は適用されません。

	対象者	必要書類の例
収入のわかる証明	給与所得者 公的年金所得者	源泉徴収票(原本)、事業主の支払証明書など ※給与支払報告書、年金払込通知書での受付はできません。
	事業所得者 農業所得者 不動産所得者	収支内訳書(必ず記入のうえ持参してください) ※収支内訳書の用紙は、千代田庁舎税務課、霞ヶ浦庁舎窓口センター、中央出張所、農協、漁協の窓口に設置してあります。 ※固定資産税を経費として計上する場合は、課税明細書を参照してください。
控除額のわかる証明	医療費控除を受ける方	医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書 ※領収書の日付(H31.1.1～R1.12.31)を確認し、受診者や病院ごとに集計してください。 ※医師などが発行するおむつ使用証明書などは原本を持参してください。
	社会保険料控除を受ける方	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、任意継続保険料などの領収証、納付済額証明書
	生命保険料控除または地震保険料控除を受ける方	個人年金保険料、生命保険料もしくは介護医療保険料控除証明書、または地震保険料もしくは長期損害保険料控除証明書(平成18年末までに契約締結されたもの)
	住宅借入金等特別控除を初めて受ける方	原本:住宅取得資金に係る収入金の年末調整残高証明書、家屋(土地も含む)の登記簿謄本 写し:請負(売買)契約書、その他(認定通知書など)
	市外在住者を扶養親族とする方	扶養親族の住所、氏名、生年月日および個人番号のわかるもの

かすみがうら市内の申告会場と対象地区

申告相談日程 ★地区割の指定日以外でも、都合の良い日でご相談ください。						
働く女性の家 / 2階会議室		あじさい館 / 第3会議室		千代田庁舎 / 増築棟 1階第6会議室		
★相談は2月24日(日)で終了		★霞ヶ浦庁舎での相談は行いません		★相談は2月26日(火)から		
★各会場の開場は午前8時です。 ★午前の部の受付は、80人で締め切ります。 ★午前の部の受付が80人になった場合は、その時点で午後の部の受付となります。						
	9:00~11:30	13:00~15:30	9:00~11:30	13:00~15:30	9:00~11:30	13:00~15:30
2月13日	日	市内全地区 (還付申告)				
2月14日	月	市内全地区 (還付申告)				
2月17日	木	市内全地区	※申告受付はありません			
2月18日	金	市内全地区				
2月19日	土	市内全地区			※申告受付はありません	
2月20日	日	市内全地区	風返、高賀津、平、宮下	北ノ坊、中道、富士見台		
2月21日	月	市内全地区	田子内、小津、新屋敷	柏崎先浜、柏崎下宿、柏崎横町		
2月24日	木	市内全地区	※申告受付はありません			
2月25日	金	※申告受付はありません	柏崎上宿、小常、田端、出戸	下高野、下軽部、芝久保		
2月26日	土		赤塚東、赤塚西、松本	崎浜、加茂団地、平川、御殿	七会地区	
2月27日	日		川尻、内加茂、戸崎原	戸崎、大前、田宿	七会地区	
2月28日	月		西原、中台、男神、上大堤、三ツ木、日大寮	深谷一、深谷二、深谷三、深谷団地	七会地区	
3月2日	木		深谷上郷、深谷下郷、四ヶ村、堤	下原、毘沙門堂、八千代台、牧ノ内	下稲吉、稲吉地区	
3月3日	金		幕田、南根本、牧ノ内第二、大和田	大成、サンシャインつくば、房中、上高谷第2、上高谷第3	下稲吉、稲吉地区	
3月4日	土		宮馬場、千鳥ヶ丘、八田、兵庫峰、浜	緑ヶ丘、霞台、有河、牛渡下郷、牛渡上郷	下稲吉、稲吉地区	
3月5日	日		上高谷、根山、柳梅	外葉、松崎、心道学園	志筑地区	
3月6日	月		西成井上宿、西成井下宿、西成井横町	上軽部、東京製綱筑波寮、堂山、馬場	志筑地区	
3月8日	水		市内全地区		市内全地区	
3月9日	木		馬場山、小原、巽台、原巻、天王町、金川	荻平、荻平本郷、新宿、三ツ谷風返、巾木免	稲吉東、稲吉南、角来地区	
3月10日	金		飯岡、天神、天神第一、ピン天神、かんだつ住宅	新生、大和、希望ヶ丘、鹿ノ山、鹿ノ山第二、東宝ランド、南野	稲吉東、稲吉南、角来地区	
3月11日	土		坂東、大平、上東、二ノ宮、大寿、坂有河、西方、折越	志戸崎西(一、二、三)、志戸崎中、志戸崎東(一、二)	新治地区	
3月12日	日		横須賀、根本前原、北前原、後路、山田	石田、沖ノ内、上根、田伏中台、霞	新治地区	
3月13日	月		市内全地区		市内全地区	
3月16日	木		市内全地区		市内全地区	

※日、月、水、木の申告受付は、2月24日(日)④、3月8日(水)のみとなります。

マイナンバーの記入が必要

平成28年分の確定申告から、個人番号(マイナンバー)の記入が義務付けられています。申告書提出の際には、「①申告者の個人番号確認」と「②申告書を提出される方の本人確認」を実施するので、次の書類をご持参ください。

①番号確認に必要な書類

個人番号(マイナンバー)カード、通知カード、個人番号が記載された住民票などの個人番号が確認できるもの
※扶養親族の番号については、申告書に記入欄があるので、メモなどで控えてきてください。

②本人確認に必要な書類

・1点で本人確認ができる書類(顔写真あり) 個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
・2点で本人確認ができる書類(顔写真なし) 各種保険証、住民基本台帳カード(有効期限内)、年金手帳など
※家族の方などが代理で申告書を出す場合には、委任状が必要になります。様式は任意ですが、次の事項を記載し提出者の本人確認ができるものを持参してください。

- ①代理人の住所、氏名、生年月日
- ②委任した内容(確定申告書の提出など)
- ③委任した日付
- ④委任者の住所、氏名、生年月日、電話番号
- ⑤委任者の押印(朱肉を使うもの)

混雑緩和にご協力ください

初日と最終日は大変混雑することが予想されます。開場期間内であれば地区に関係なく、どの会場でも受付できますので、混雑予想を参考にスケジュールに余裕をもってご来場ください。

申告相談混雑予想

	日	月	火	水	木	金	土
2月	9	10	11	12	13 働く女性の家 初日	14 ◎	15
	16	17 ◎	18	19	20 あじさい館初日	21	22
	23	24 ◎ 働く女性の家 最終日	25 あじさい館のみ 開場	26 ○ 千代田庁舎初日	27	28	29
3月	1	2 ○	3	4	5	6	7
	8	9 ○	10	11	12	13	14
	15	16 ◎ 申告相談最終日	17	18	19	20	21

◎ 非常に混雑することが予想されます。
○ やや混雑が予想されます。

市役所では受付できない申告

次に記載のある申告相談は、市役所で受付できません。直接税務署にご相談ください。

- ・青色申告
※かすみがうら市青色申告会では、青色申告を始めた方への個別相談を期間中に予定しています。
- ・過年度分の確定申告
- ・消費税、贈与税、相続税の申告
- ・譲渡所得(株や不動産などを売買した所得)の確定申告
- ・先物取引などの確定損失申告
- ・住宅関連特別控除(特定増改築など)
- ・雑損控除(災害や盗難による損失など)
- ・外国人の方などの高度な判断を要する確定申告

確定申告時の留意点

ふるさと納税でワンストップ特例を申請していても、確定申告をする場合は寄付金控除を記載してください。

- ①ふるさと納税でワンストップ特例申請をしている方で次に該当する場合は、申請の有無にかかわらず確定申告が必要になりますのでご注意ください。
 - ・6団体以上の自治体にふるさと納税を行った場合
 - ・医療費控除などの確定申告(還付申告)をする場合
 - ・住宅ローン控除の初年度の確定申告がある場合
- ※ふるさと納税を行ったすべての自治体の領収書が必要となるので、必ず持参してください。
- ②所得税の確定申告をされる方は、確定申告書への復興特別所得税の記載漏れに注意してください。

土浦税務署では、確定申告会場を次のとおり開設します

会場

新治ショッピングセンター「さん・あびお」(土浦市大畑1611)

期間

2月17日(木)～3月16日(日)
日、月、水を除きます。(ただし、2月24日(木)と3月1日(日)は開場します)
◎行う業務は、令和元年分の所得税・個人消費税および贈与税の申告相談、確定申告書の收受、確定申告書用紙の配布です。現金納付の窓口業務は行いません。

時間

相談受付 午前9時～午後4時
※1 申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。なお、相談内容が複雑な場合には、午後3時までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。
※2 「さん・あびお」への直接のお問い合わせはご遠慮ください。
※3 上記の確定申告会場設置期間中は、土浦税務署庁舎では申告相談を行っておりません。